

参加表明書に係る質問に対する回答

No.	資料名	該当頁	項目	質問内容	回答
1	募集要領	P.2	6 参加者の資格	「6.参加者の資格」に「（2）に掲げる要件を満たす設計共同体」とありますが、設計共同体で参加する場合、参加表明書提出時に協定書の提出は必要でしょうか。様式の指定、写しでいいかどうか等含めご教示ください。	協定書及びその写しの提出は必要ありません。
2	募集要領	P.8	1 8 その他	設計共同体を組成して参加する場合、参加表明時の提出書類として、任意書式による「設計共同体協定書（写）」等の資料提出は必要でしょうか。	〔質問回答No. 1 参照。〕
3	募集要領	P.2-4	6 参加者の資格	P2「技術提案書の提出者（以下「参加者」という。）は、・・・・（3）に掲げる要件を満たすものであること。」、P4「オ 参加者の組織と直接的・・・管理技術者及び建築総合主任担当技術者として配置できること。」、「カ 参加者の組織に属している・・・・主任担当技術者として配置できること。」、とありますが、（3）の管理技術者及び各主任技術者を協力事務所が担当する（1）+協力事務所、（3）+協力事務所の場合は参加資格を満たさないと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおり。協力事務所に属する技術者は、管理技術者及び主任担当技術者として配置することはできません。 なお、協力事務所は参加者に含まれません。 〔質問回答No. 51、52、53参照。〕
4	募集要領	P.3	6 参加者の資格	「平成23年4月1日から公告の前日までの間に契約の履行が完了」ということは、設計業務履行が完了したことであり、工事が完了したことではないと考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

No.	資料名	該当頁	項目	質問内容	回答
5	募集要領	P.3	6 参加者の資格	6 参加者の資格(1)ケ「新築又は改築」とありますが、渡り廊下で接続する増築棟の場合は対象になると考えて宜しいでしょうか。(確認申請(第4面)における建物別概要で新築に該当する場合)	建築確認申請書第三面で「増築」で第四面で「新築」となる場合、外来、病棟、診療部門等の主要な病院機能が一体的に整備されるものを「新築又は改築」として実績の対象とします。
6	募集要領	P.3	6 参加者の資格	6 参加者の資格(1)ケ「契約について履行を完了した実績」とありますが、設計監理業務で契約し、設計業務が完了していれば対象になると考えて宜しいでしょうか。(確認申請で確認済証が交付になっている場合)	貴見のとおりです。管理業務等の一体の契約で、実施設計が完了しているものの契約期間が完了していないものは、実施設計が完了していることを確認できる書類の写しを添付してください。(建築確認済証、実施設計成果品引渡書など)
7	募集要領	P.3	6 参加者の資格	技術者の資格要件、様式3, 4に記載する技術者の業務実績については、現在の所属事務所における実績でなく、前職での実績の記載は可能でしょうか。	可です。技術者の業務実績は、現在の組織に所属する以前の実績を含みます。
8	募集要領	P.3-4	6 参加者の資格	6(3)オ、カに該当する主任技術者の他に、特定テーマの内容を考慮し、必要と思われる主任技術者を配置してもよろしいでしょうか。	必要な技術者を配置し、様式6(業務実施方針)に記載することはできます。ただし、「主任担当技術者」という名称は、混同を防ぐため、プロポーザル(提案)においては、使用しないようにしてください。
9	募集要領	P.3-4	7 参加者の資格	6(3)、8(1)エ 上記(質問No.8)の場合、追加で配置する主任技術者については様式4「各主任技術者の経歴等」の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	質問回答No.8の場合において、配置を提案する技術者については、様式4を提出は不要です。(提出することはできません。)

No.	資料名	該当頁	項目	質問内容	回答
10	募集要領	P.4	6 参加者の資格	「参加者の組織に属している建築構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者を配置できること」とありますが、これらは管理技術者等のように参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係である必要はなく、雇用形態は制限されないとの理解でよろしいでしょうか（例えば契約社員、派遣社員、出向社員等）。	貴見のとおり、雇用形態は正社員等に限定されません。なお、建築士を配置する場合は、建築士法に基づき所属建築士として適切な業務体制のもとで業務を行う必要があります。建築設備士を配置する場合は、これに準じた体制のもと業務を行うものとします。
11	募集要領	P.4	6 参加者の資格	6 参加者の資格(3)カ「参加者の組織に属している者を・・・配置できること。」とありますが、オとの違いは3ヶ月以上の雇用関係がなくても対象になると考えて宜しいでしょうか。	〔質問回答No. 10参照。〕
12	募集要領	P.4	6 参加者の資格	参加資格調書及び技術資料に関する※その他、添付書類は、正本のみ1部ご用意し、副本は不要で宜しいでしょうか。添付書類の綴じ方は、様式2～6とは別に、クリップ留で宜しいでしょうかご教示ください。	添付書類は、正本のみに一部提出してください。様式1～6及び添付書類はひとまとめにしてクリップ止めしてください。 〔質問回答No. 13、28参照。〕
13	募集要領	P.4	8 参加表明書及び技術資料の作成及び記載上の留意事項	提出部数 正本1部・副本20部とありますが、様式1に関しましては、押印したものを正本とし、副本には正本(社名入り・押印したもの)のコピーを提出すると解釈して宜しいでしょうか。もしくは、副本には社名・押印なしで提出でしょうか。	正本のみに押印し、副本には提出者名を記載し押印不要としてください。また、副本は正本のコピーでも支障ありません。 〔質問回答No. 12、28参照。〕
14	募集要領	P.4	8 参加表明書及び技術資料の作成及び記載上の留意事項	参加表明書提出にあたり、PDFデータの提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	PDFデータの提出は必要ありません。
15	募集要領	P.4	8 参加表明書及び技術資料の作成及び記載上の留意事項	様式6業務の実施方針は、技術提案書と同様に、文章を補完するものであれば視覚的表現も可と考えてよろしいでしょうか。	技術提案書と同様に、文章を補完するための図表やイメージ図等の視覚的表現は認められます。
16	募集要領	P.10	(別表1-1)第一次評価基準	実施方針についての評価項目・配点基準があればご提示ください。	実施方針については、記載内容を総合的に評価するものとし、評価項目・配点基準はありません。

No.	資料名	該当頁	項目	質問内容	回答
17	募集要領	P.10	(別表1-1)第一次評価基準	実施方針について、地元山形の企業の参画に対して加点はありますか。	地元企業の参画そのものを評価し加点することはありません。
18	募集要領	P.10-11	(別表1-1)第一次評価基準	技術者の業務実績について、前職において従事した実績を記載することは可能でしょうか。その場合において従事実績を証明する資料として「契約書の写し等」を提示できない場合は、建築雑誌等への掲載資料、所属事務所責任者による証明書類をもって代替することは可能でしょうか。	配置予定の技術者の業務実績とそれに携わった立場を証明する書類としては、「業務委託契約書等」「業務実施体制通知書等」を例示しているところですが、その他に客観的に証明できる書類も可です。建築雑誌等への掲載も内容によって証明する書類と扱います。前職の所属事務所責任者による証明書類は、業務実施体制図などの関係書類の添付がされた証明書であれば、証明書類として扱います。なお、参加者及び協力事務所の責任者による証明書類は無効です。
19	募集要領	P.10-11	(別表1-1)第一次評価基準	業務実績のうち(2)について、「病床数100床以上で、ZEB Oriented以上の基準を適合した病院」とは、BEI値等の指標によりZEB Oriented以上の性能を満たしていることを設計上確認した病院が含まれるものと考え、建築主の判断により認証取得を行わなかった病院についても、証明する資料として省エネ計算書等を添付することにより、対象となるものと考えてよろしいでしょうか。それとも、第三者認証の取得を要件とするものでしょうか。	貴見のとおりです。ZEBの認証を取得していない場合であっても、省エネ計算書等によりZEB Oriented以上の性能が確認できる場合には、評価対象とします。 〔質問回答No. 49参照。〕
20	募集要領	P.10-11	(別表1-1)第一次評価基準	業務実績のうち(3)について、病床数100床未満であっても、多雪区域における病院の新築・改築の基本及び実施設計業務実績について、本業務との技術的関連性が高い実績として記載することは可能でしょうか。	病床数100床未満の病院は、技術者の業務実績の評価の対象外なので、様式3及び様式4に記載することはできません。
21	募集要領	P.10-11	(別表1-1)第一次評価基準	各技術者の業務実績は「各技術者、2件まで記載するものとする」とありますが、その配点は、1物件でも実績があれば満点(例:管理技術者8点)と判断されますでしょうか。1物件ではその×0.5点となり、2物件の業務実績で満点の評価でしょうか。	1件の実績記載でも、実績要件を満たせば満点の評価はされます。同じ条件の実績を2件記載しても、2件分を加点されることはありません。 〔質問回答No. 35、36、50参照。〕

No.	資料名	該当頁	項目	質問内容	回答
22	募集要領	P.11	(別表1-2)第一次審査評価ウェイト	技術者の業務実績において、主任技術者としてあげる者の実績が「病床数100床未満」の実績のみの場合は、業務実績の評価点は「0点」という解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
23	募集要領	P.11	(別表1-1)第一次評価基準	100床以上ある既存の病院の増築設計(100床未満)は、評価点として加点されますでしょうか。	増築の設計実績は、評価対象になりません。
24	募集要領	P.7	15 第二次審査(技術提案書の特定・非特定)	(1) 技術提案書の特定方法 1次審査の評価(得点)は2次審査に持ち越されないと考えてよろしいでしょうか。	一次審査の評価点は、二次審査に持ち越されません。
25	募集要領	P.10,12	評価基準	第一次審査、第二次審査ともに計100点と記載されておりますが、最終的な技術提案書の特定には、第一次審査の評価点も加味されます(合計200点での判断)でしょうか。	[質問回答No. 24参照。]
26	募集要領	P.12	評価基準	評価基準表には、一次審査の評価の記載がありませんが、二次審査評価には、一次審査の評価を持ち越さないと考えてよろしいでしょうか。	[質問回答No. 24参照。]
27	募集要領	P.12-13	評価基準	第二次審査の評価にあたっては、第一次審査での評価点数は加味されず、第二次審査評価基準のみに基づいて選定されるものと考えてよろしいでしょうか。	[質問回答No. 24参照。]
28	作成要領	P.1-3	添付書類	契約書、実績証明等の添付書類は、複数の技術者が共通の実績を有する場合もあるので、各技術者の様式書類それぞれ同じものを添付するのではなく、添付書類一式として、おなじ添付書類が重ならないように、まとめて添付することでもよろしいでしょうか。 また、添付書類は1部のみ提出でよろしいでしょうか。	同じ書類を該当技術者数分を添付せずに、まとめて1セット添付することで支障ありません。 添付書類は1部(正本のみ)提出してください。 [質問回答No. 12、13参照。]

No.	資料名	該当頁	項目	質問内容	回答
29	作成要領	P.1	1 参加資格調書	「1. 参加資格調書」に記載する「②業者番号」の根拠となる書類の提出は必要でしょうか。（例：「山形県競争入札参加資格者名簿登録通知（控）」等）	業者番号の根拠書類の提出は必要ありません。
30	作成要領	P.1	1 参加資格調書	その他、添付書類として所属建築士の数を証明できる書類とありますが、参加資格として所属建築士の数は求められないとの理解でよろしいですか。また、委任事務所で応募する場合は本社を含めた全社での一級建築士の数を記載し、その証明資料を提出することによろしいですか。	参加資格として所属建築士の人数は要件としません。「最新の建築士事務所登録の所属建築士の数を証明できる書類」の添付は必要ありません。書類作成要領1ページ「その他、添付書類」に「所属建築士の数を証明できる書類」の添付を求める記載は誤りでした。当該記載を削除して訂正いたします。〔質問回答No. 47参照。〕
31	作成要領	P.1	1 参加資格調書	最新の建築士事務所登録の所属建築士の数を証明をできる書類とありますが、全社含めて(支社等)の書類を提出するのでしょうか。 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書を提出する場合、全社含めての提出となった場合、エリアによっては受付印のないところがありますが問題ございませんでしょうか。 また提出分は第一面から第五面まで全てのページでしょうか。	〔質問回答No. 30、47参照。〕
32	作成要領	P.1	添付書類	実績を証明するための添付書類は、正本にのみ1部を添付すると解釈して宜しいでしょうか。 また、これらの添付書類の製本の仕方として、技術資料同様に左上ダブルクリップ留めで宜しいでしょうか。	〔質問回答No. 12、13、28参照。〕
33	作成要領	P.1	業務実績を証明する書類	実績を証明する書類で、完了通知書として弊社が作成して発注者へ提出した完了届の控え、もしくは契約履行が完了し完了年月日がわかるものとして、契約書と検査済証の提出でも宜しいでしょうか。	支障ありません。

No.	資料名	該当頁	項目	質問内容	回答
34	作成要領	P.1	業務実績を証明する書類	1. 参加資格調書 ※その他、添付書類 業務実績を証明する書類にて提出書類は、業務委託契約書、完了通知書、建築計画概要書、協定書の中の1点を添付することでよろしいでしょうか。また、設計と監理業務が1つの契約の場合に、設計業務のみの完了通知書がない場合、工事着手していることが証明できる、建築確認申請の済証等を提出することでもよろしいでしょうか。	参加者の資格を確認できる場合、証明書類1点の添付で支障ありません。必要に応じて複数の証明書類を添付してください。 設計と監理業務が一体の契約の場合、工事着手の証明や建築確認済証の添付により、設計業務の完了を証明してください。
35	作成要領	P.1,2	1 参加資格調書、 2 管理技術者の経歴等	1. 参加資格調書、2. 管理技術者の経歴等 実績記載が2件以上ある場合、追加提示は可能でしょうか。	業務の実績の記載は、各様式2件までとしてください。 なお、同じ条件の業務実績は、2件以上記載しても加点されることはありません。 〔質問回答No. 21、36、50参照。〕
36	作成要領	P.2	2 管理技術者の経歴等（様式3）	2 管理技術者の経歴等⑤ 「評価については、2件を対象とするが、実績が1件しかない場合は、1件を記載し、1件のみを評価対象とする。」とありますが、1件しかない場合、評価に影響はあるのでしょうか。	1件のみ記載でも評価に影響はありません。判断基準「（1）ZEB実績」と「（2）多雪区域実績」の別の業務の場合を想定して、2件まで記載できるものとしています。同じ条件の業務実績を2件記載しても、2件目を加点評価することはありません。 〔質問回答No. 21、35、50参照。〕
37	作成要領	P.2	添付書類	参加表明時に、設計共同体で参加する場合の提出資料として共同企業体協定書の提出は不要との理解でよろしいですか。	〔質問回答No. 1参照。〕
38	作成要領	P.2	5 業務実施方針（様式6）	設計共同体で参加する場合、様式6の業務実施方針等の取組体制にて、設計共同体の業務分担比率、担当役割等を記載する必要はあるのでしょうか。	様式6において、設計共同体の業務分担比率や担当役割等の記載を必須とするものではありません。
39	作成要領	P.2-3	添付書類	その他添付書類について、募集要項 別表（1-2）の（1）～（3）の実績が1件で満たせず2件となる場合は2件分の添付書類が必要と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
40	作成要領	P.3	2 管理技術者の経歴等（様式3）	2 管理技術者の経歴等 「雇用が確認できる保険証等の写し」とありますが、役員の場合は提出は不要でしょうか。提出必要な場合どのような書類が必要でしょうか。	役員の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）等の写しを添付してください。

No.	資料名	該当頁	項目	質問内容	回答
41	作成要領	P.3	2 管理技術者の経歴等（様式3）	2. 管理技術者の経歴等（様式3）、⑤病院設計業務の実績 ※その他、添付書類 ・携わった立場を証明する書類の写しとありますが、業務実施体制通知書がない場合、実施設計図書または、建築計画概要書内に記載がある設計者でかつ、当社が担当者であることを証明する書類で代用可能と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 発注者又は第三者機関等に提出された書類など、客観性が確認できる資料を添付してください。
42	作成要領	P.3	業務実績を証明する書類	業務委託契約書等に病床数や延床面積などの記載がない場合は、別途、根拠となる資料を添付することによろしいでしょうか。	貴見のとおりです。必要に応じて複数の資料を添付してください。
43	作成要領	P.3	業務実績を証明する書類	携わった立場を証明する書類（業務実施体制通知書等）について、業務実施体制通知書がない場合は、別途、それ以外の根拠となる資料を添付することによろしいでしょうか。	発注者又は第三者機関等に提出された書類など、客観性が確認できる資料を添付してください。
44	作成要領	P.3	2 管理技術者の経歴等（様式3）、3 各主任担当技術者（様式3）	プロポーザル募集要領6（3）ウ及びエの実績が1件しかない場合、もう1件はその他の実績として記載してもよろしいでしょうか。	所定の要件以外の実績は記載しないでください。 なお、業務実績の件数は評価に影響ありません。
45	作成要領	P.3	5 業務の実施方針（様式6）	5 業務の実施方針（様式6） 提案意図を表現するため、最小限の図表を用いてもよいと考えてよろしいでしょうか。	技術提案書と同様に、文章を補完するための図表やイメージ図等の視覚的表現は認められます。
46	様式	様式1～5	フォントサイズ等	記載するフォントサイズは当該様式中の最小サイズを下回らない程度に調整してよろしいでしょうか。	様式1～5は、必要に応じてフォントサイズや記載欄サイズを調整して構いません。
47	様式	様式2-1、2-2	一級建築士の数	【様式2-2】JV参加用の書式には③『所属建築士のうち一級建築士の数』を記入する欄はありますが、【様式2-1】の③にはありません。問題ございませんでしょうか。	様式2-2の『所属建築士のうち一級建築士の数』記載欄は誤りでした。当該記載欄を削除するものとし、様式2-2を訂正します。 〔質問回答No. 30参照。〕

No.	資料名	該当頁	項目	質問内容	回答
48	様式	様式2,3,4	業務実績の履行期間	業務履行期間については、監理業務まで請け負っている場合は、基本設計から監理完了までの履行期間を記載するものと考えてよろしいでしょうか。	契約全体の履行期間と設計完了までの履行期間を判別できるように記載してください。記載欄のサイズは必要に応じて調整してください。
49	様式	様式3,様式4-1~4-4	ZEB基準	各様式の業務概要欄の記載で、「ZEB Oriented 以上の基準に相当」とありますが、これは、「ZEB Oriented 以上の基準に相当」と読み替えることによろしいでしょうか。その場合、認証は受けていないものでも、数値的に基準を上回るものは該当実績と考えてよろしいでしょうか。	本記載の「ZEB Oriented以上の基準に相当」は誤りでした。正しくは「ZEB Orientedo以上の基準に適合」に訂正いたします。ZEBの認証を取得していない場合であっても、省エネ計算書等によりZEB Oriented以上の性能が確認できる場合には、評価対象とします。 〔質問回答No. 19参照。〕
50	様式	様式4-1~4-4	業務実績の評価	各主任担当技術者の経歴等について、作成要領には「記載する件数は2件とする」とありますが、実績を1件のみ記載した場合でも、その1件の内容が評価基準（別表1-2）を満たしていれば、当該項目において満点（配点上限）として評価されるのでしょうか。あるいは、2件の記載があることが満点の条件となるのでしょうか。	1件の実績記載でも、実績要件を満たせば満点の評価はされます。同じ条件の実績を2件記載しても、2件分を加点されることはありません。 〔質問回答No. 21、35、36参照。〕
51	様式	様式5	協力事務所の名称	参加表明時点で協力事務所が確定しない場合は、事務所名等は「未定」とし、協力を受ける理由と担当業務分野のみ記載することによろしいでしょうか。	本業務の設計体制の骨格に関わる業務（建築総合設計、建築構造設計、電気設備設計及び機械設備設計）やその他業務実施体制上重要な業務を、協力事務所に再委託等する場合は、参加表明時点において具体の事務所名を記載してください。 一方、これら以外の一部的又は補助的な業務に係るもの（積算業務、CADオペレータ業務、部分的な解析業務など）については、必ずしも協力事務所としての記載を要するものではなく、事務所名が未定であっても差し支えありません。 〔質問回答No. 3、52、53参照。〕
52	様式	様式5	協力事務所の名称	設計共同体の構成員を記入するのでしょうか。それとも構成員とならない協力事務所を記入するのでしょうか。	設計共同体の構成員とならない協力事務所を記入してください。 募集要領6頁11（9）カに記載の、「参加者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を～」は誤りでした。正しくは「参加者及びその協力事務所を～」に訂正します。 〔質問回答No. 3、51、53参照。〕

No.	資料名	該当頁	項目	質問内容	回答
53	様式	様式5	協力事務所の名称	様式5は、単体参加の場合は、「該当なし」との記載をして提出することによろしいでしょうか。	単体参加の場合も、協力事務所がある場合は記載してください。協力事務所がない場合は、「該当なし」と記載して提出してください。 〔質問回答No. 3、51、52参照。〕
54	様式	様式6	フォントサイズ等	業務実施方針 文字の大きさは10.5ポイントを標準とありますが、図や挿絵内の説明書きなどは6ポイント以上の識字できる大きさとして、10.5ポイントを下回ってもよろしいでしょうか。	図や挿入図内の説明書き等については、一部に10.5ポイントを下回る文字を使用することを認めます。 ただし、資料の読みやすさの向上を目的とする場合に限るものとし、書き込み密度に影響を与えるような使用方法は認められません。
55	様式	様式6	視覚表現等	提出者を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）をしてはならない。とありますが本業務に参考となるような実績の写真を具体名を明かさずに掲載することは可能でしょうか。	技術提案書と同様に、文章を補完するために必要な最小限の範囲の写真掲載は認められます。ただし、特定の施設又は提案者が識別可能となる特徴的な外観、内観等の写真は使用しないでください。
56	事業概要	P.1	2 整備スケジュール	2. 整備スケジュールについて、令和10～13年度に建設工事、外構工事と記載があります。一方で、実施設計業務完了が令和11年1月31日となっています。工事発注時期を教えてください。	建設工事の発注時期は、実施設計完了後の令和11年2月以降を見込んでいますが、社会情勢や事業全体のスケジュールの調整により変更となる場合があります。
57	事業概要	P.1	4 施設概要	「記載の工事費は工事発注時期での目安」とありますが、社会状況により物価等に大きな変動があった場合、工事費の増額等は検討できるということによろしいでしょうか。	想定を超える大きな建設物価等の高騰があり、真に必要な場合は、事業費の見直しを図る可能性があります。
58	事業概要	P.2	6 本事業の関連事業	6. 本事業の関連事業について、測量調査、地質調査、校舎等解体の設計及び申請、市道改良工事にかかる設計及び申請は今回業務に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
59	その他		敷地図面等	敷地CADデータ、現病院の平面図（河北病院、さがえ市立病院）、また新病院の必要諸室や必要面積一覧等、提案に必要な資料は今後提供いただけるのでしょうか。	当該資料はプロポーザル期間中に提供する予定はありません。 なお、必要諸室及びその面積については、基本設計で検討するものとしています。
60	その他		その他	工事監理業務については、本設計業務受託者が随意契約にて受託するものと考えてよろしいでしょうか。	未定です。